

木造建築物電算プログラム認定実施要領

1 趣旨

この要領は、木造建築物電算プログラム認定規程(HW-電算 001-2015)(以下「規程」という。)第21条の規定に基づき、認定業務実施の細部に関し必要とする処理方法を示したものである。

2 認定等の申請方法

- 2.1 規程第9条第1項の規定による認定申請及び規程第10条第1項の規定による変更申請の受付は、随時行う。
- 2.2 規程第9条第2項の規定による更新申請の受付期限は、認定の有効期限の2ヶ月前までとする。

3 申請書の受理及び業務計画

- 3.1 センターは、規程第9条第1項、同条第2項及び規程第10条第1項による申請書を受理した場合は、当該申請に係る業務の処理計画を記載した書面を申請者に交付する。
- 3.2 認定を業務計画に示す期限までに行うことが困難であることが予想される場合には、センターは速やかに理由を付して申請者に変更の期限を通知するものとする。

4 認定

- 4.1 新規の認定は、当該年ごとに随時行う。
- 4.2 更新の認定は、更新期限の翌日付けで行う。

5 認定書の再交付の方法

- 5.1 規程第10条第1項の規定に基づく変更の申請があった場合は、必要な措置を行った認定書を再交付するものとする。
- 5.2 認定を受けた者が認定書を汚損し又は滅失したときは、認定書再交付申請書(様式7)をセンターに提出し、認定書を再交付することができる。

6 認定結果等の公表方法

規程第4条第5項、規程第16条第4項及び規程第18条に基づく公表は、センターのホームページ及び新聞その他の方法によって行うものとする。

7 認定を取り消した場合の措置

規程第16条の規定により認定を取り消された者は、認定に係る製品及び表示ラベル等の処分を、原則として下記の表に示す方法により行わなければならない。

表 電算プログラムの措置

	処分の方法
製品	センターと協議の上、速やかに在庫品及び市場に流通した当該製品を回収し、廃棄処分するよう計画を作成し、それを実施する。
表示のためのラベル等	センターと協議の上、速やかに廃棄処分するよう計画を作成し、それを実施する。

附則

制定：平成19年 8月10日 住木技19第257号
 施行：平成19年 8月10日
 改正：平成27年11月 1日 住木認27第168号
 施行：平成27年11月 1日